

平成29年度 入学料免除・徴収猶予の出願要項 【学部】

制度の趣旨

本制度は、「**経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者**」、「**学資負担者が死亡、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者**」などについて、納付すべき入学料の全額または一部を免除、あるいは徴収猶予し、就学を支援するためのものです。

制度の趣旨を十分、理解した上で出願してください。

■ 出願手続・期限

出願は、入学手続きと同時に行ってください。期限は、入学試験毎の入学手続き期限です。出願書類は他の書類と混在しないよう、封筒等で別分けにしたうえで、必ず入学手続関係書類に同封してください。※出願書類の封筒等には封をしないでください。

■ 注意事項

- ・入学料免除・徴収猶予は家計基準及び学力基準に基づいて選考します。出願しても免除・徴収猶予が許可されるとは限りません。不許可の場合に備え、入学料納入の準備を行っておいてください。
- ・入学料免除及び徴収猶予の出願者は、選考の結果発表まで入学料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
※訂正印は不要です。(押印が必要な書類を除く)
- ・出願を取り下げる場合は、速やかに学生課(①番窓口)まで申し出てください。
- ・不明な点は、入学手続日(出願書類提出日)までに余裕をもって学生課へ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課 奨学・就職支援グループ(①番窓口)
受付時間:8:30~17:00(12:30~13:30を除く。)
電話番号:075(644)8165
※問い合わせ等は、原則、出願者(学生)本人が行ってください。

1. 入学料【免除】出願の対象者

(1)	入学前1年以内において、本人の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者。
(2)	(1)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者。

2. 入学料【徴収猶予】出願の対象者

(1)	経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
(2)	入学前1年以内において、本人の学資負担者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者。
(3)	その他やむを得ない事情があると認められる者。

3. 【家計基準】経済的理由により徴収猶予を出願する際の所得額上限(目安)

世帯人数		本人 通学区分	徴収猶予上限参考額 (単位:万円)	
			給与所得	給与所得 以外 (事業所得等)
2人	母子・父子家庭 本人/母または父	自宅	642	388
		自宅外	693	435
3人	本人/父/母	自宅	558	329
		自宅外	625	376
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	654	396
		自宅外	701	443
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	736	478
		自宅外	783	525

※①この上限額は出願する際の目安として参考にしてください。

②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、許可が受けられない場合があります。

③「給与所得」の上限額は、平成28年分源泉徴収票の「支払金額」(税込金額)です。

④「給与所得以外」の上限額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。

⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。

⑥家族に障害者、長期療養者、単身赴任者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

4. 【学力基準】学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者

学部1回生	高等学校等卒業生	調査書の評定平均値が 3.0 以上であること。
	その他の者	高等学校卒業程度認定試験に合格していること。

5. 提出書類

- ・提出書類には以下の**2種類が必要**です。
- ・他の手続き書類と混在しないよう、**封筒等で別分けにしたうえで、ほかの入学手続関係書類に同封してください。**その封筒等には封をしないでください。

■全員が必要な書類

■世帯の状況に応じて提出が必要となる書類

- ※【必要書類確認表】(3、4、5ページ)にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
- ※提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、出願者本人はその内容を熟知しておいてください。
- ※必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。
提出時点で未発行の書類(平成28年分源泉徴収票、確定申告書、在学証明等)があるなど、やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を添えとともに、発行され次第、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで提出してください。
- ※選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、連絡をすることがあります。電話・LiveCampus(メール)で行いますので速やかに対応してください。

6. 入学金免除の額について

免除の額は納付すべき入学金の**全額又は半額**となります。
今回の許可は入学金のみ対象です。授業料の免除を希望する者は、改めて出願してください。

7. 入学金免除及び徴収猶予の可否と入学金納付期限について【5月上旬頃通知発送予定】

免除及び徴収猶予の可否については、選考のうえ、**決定次第、通知文書を郵送**します。
免除または徴収猶予が不許可となった場合は、**通知した日から14日以内に入学金を納付してください。**徴収猶予が許可された場合は、**平成29年9月末までに、入学金を納付してください。**
納付期限内に入学金を納付されなかった場合には、除籍(本学学生としての身分を失う)となります。
免除及び徴収猶予に出願した場合は、その可否が決定するまで入学金の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで入学金は納付しないでください。

8. その他

- ・記載事項確認のため、出願書類受け付け後に追加書類の提出を求めたり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消します。
- ・提出された書類は、入学金免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。
- ・不明な点は、入学手続日(出願書類提出日)までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせください。

【必要書類確認表】

■全員が必要な書類

提出書類
入学料免除及び徴収猶予願チェックシート(様式①)
入学料免除及び徴収猶予願(様式②)
家庭調書(様式③)
<p>住民票謄本 世帯全員分【原本】※下宿中の家族も含む。 (本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可、世帯全員分の「登録原票記載事項証明書」は可) (1) 本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。 ※同居の家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも原則、同一生計とみなします。 ※家族全員について「家庭調書」を記入してください。 (2) 本人および家族が住民票と異なる住所に居住している場合は、賃貸契約書の写し等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。 ※本学学生寮居住者は不要 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書(添付様式③)」「①家族状況・所得の種類」には記載せず「③住民票に記載があるが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。</p>
<p>所得・年金を証明する書類 就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者以外の家族について「世帯の状況に応じて提出が必要となる書類」で該当する書類を提出してください。 ただし、申請者が家計支持者である場合は、申請者分も必要です。</p>
<p>市区町村役場発行の「平成28年度(平成27年分)課税証明書」【原本】 (1) 就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び、平成28年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員について「平成28年度(平成27年分)の課税証明書」を提出してください。 ただし、出願者が家計支持者である場合は、出願者分も必要です。 (2) 所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。 ※無職・無収入の場合も提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載)の証明が必要です。)</p>
<p>成績に関する証明書 ・高等学校卒業者：調査書(卒業以降に作成され、厳封されたもの。成績証明書は不可) ※推薦・地域指定推薦の合格者及び一般選抜合格者で入学手続きの際に添付できない場合は、平成29年4月7日(金)(入学式の日)までに学生課①番窓口へ提出してください。 受付時間 8:30~17:00(ただし12:30~13:30を除く。) ・高等学校卒業程度認定試験合格者：合格証書の写し等</p>
<p>免除結果通知用封筒(長形3号封筒) 長形3号(長3)の封筒を用意し、結果通知の送付先を記入して提出してください。切手は不要です。封筒の規格は必ず長3を使用してください。色は問いません。この封筒は、免除・猶予の書類が他の入学手続き関係書類と混在しないよう別分けするために使用しても結構ですが、その場合、くれぐれも封をしないでください。</p>

■世帯の状況に応じて提出が必要となる書類

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
給与所得 ※パート等の非正規雇用者を含む ※就学者(出願者本人を含む)のアルバイト収入分は提出不要	平成28年1月以降 勤務先変更なし	■会社員・公務員等 平成28年分源泉徴収票(写) ・複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ・給与の他に自営業等による収入がある場合は 平成28年分確定申告書控(第一表・第二表)(写) を提出 ■「源泉徴収票」の無い有職者(パート・アルバイト等) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ※給与明細の写しを添付、または勤務先が「支払者の証明」を記入	
	平成28年1月以降 新規採用・勤務先変更あり	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、①年間の金額が算出できるもの(賞与を含む)、②給与明細の写し、または勤務先の「支払者の証明」が必要。	
個人事業者	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)(写)	
	外交員収入	「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)(写) または 「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)	
年金受給者	老齢年金 厚生年金 遺族年金 障害年金 等	「年金支払通知書」、「年金概算(改定)明細書」、「年金等の源泉徴収票」の写しのいずれかで1年間の年金総額が算出できるもの。(公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべての証明書の添付が必要)	
生活保護受給者		生活保護受給証明書 (福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)	
休職中の者		休職前の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)(写)、「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)のいずれか	
退職者	出願前1年以内に退職した者又は、退職予定者	①退職(予定)証明書 ②退職金支給(予定)額証明書 ①、②両方提出	
その他の 臨時的な収入		出願時から1年前までの間に臨時的な収入(保険金等)があった場合、その 金額が記載された通知書等の写し	
無職・失業中の者 (18歳以上の者) ※就学者は除く	雇用保険受給なし	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等(※1)により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出。	
	雇用保険受給あり	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分) ※まだ受領していない場合は 「離職票」(写)・「退職の辞令」(写) ①、②両方提出	

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
・養育費、親戚等から援助を受けている世帯 ・内職 ・給与明細書がない等、所得が申告できない有職者 ※就学者は除く		①「 公的な証明書 」で収入が証明できない場合の 申立書 （様式C） ②世帯全員が、公的な証明書等（※1）により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「 家計状況申告書 」（様式B）も提出。	
母子又は、父子世帯※2		①「 母子・父子世帯申立書 」（様式D） ② 養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等がある場合、証明できるものを添付する	
長期療養者関係※3	高額療養費払戻しなし	「 長期療養者の証明書・申立書 」（様式E）	
	高額療養費払戻しあり	①「 長期療養者の証明書・申立書 」（様式E） ② 高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	
障害者の認定		下記1～5のうち該当するものの写しを提出 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 要介護認定書等 4. 精神障害者保健福祉手帳	
主たる家計支持者の別居 (単身赴任等同一生計で別居の場合)		①「 主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書 」（様式F） ② 領収書等（最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費） ③ 給与明細（最新1ヶ月） ①、②、③ すべて提出	
就学者 (高校生以上)		「 在学証明書 」あるいは 学生証の写し ※平成29年4月現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※「 在学証明書 」は各学校の様式で可	
風水害等による被災者		①「 り災証明書 」 ※ 被害の状況・金額がわかるもの ② 被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるもの ③ 保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	

※1 公的な証明書等とは

「源泉徴収票」、「確定申告書」、「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」、「年金に関する証明書」、「収入状況証明書・申立書(様式A)」を指します。(ただし、「児童扶養手当」は除く。)

※2 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び、心身に障害のある者の家庭をいう。

※3 長期療養者関係とは

現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は、療養を必要と認められる者がある場合

- ・提出書類は必ず最新のを提出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますがそのまま提出してください。
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

■提出書類記入要領

1. 入学料免除及び徴収猶予願

- 出願者本人が記入してください。**記入にあたってはこの要項を熟読してください。不備があれば出願できない場合もありますので、注意をしてください。
- 「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。
- 保証人氏名・住所等については、保証人本人が記入してください。**
「免除の出願理由」欄 **《注意》経済的理由による入学料免除の出願はできません。**
 - ①申請理由について該当する事由に「✓」を付け、必要事項を記入してください。
 - ②学資負担者死亡による場合は、死亡年月日がわかる公的書類を添付してください。

2. 家庭調書

①「家族状況・所得の種類」欄

- 本人と生計を同じくする家族全員**の氏名・年齢を「就学者以外の家族」と「就学者」に分けて記入してください。
※同一住所に居住している家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも原則、同一生計とみなします。
- 予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、「就学者以外の家族」に記入してください。
- 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「③住民票に記載があるが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。
- 「就学者以外の家族」欄
 - ・前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
 - ・年金、生活保護、失業給付等は、給与収入欄に金額を記入してください。
 - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入し、収入がなければ金額欄に「0」と記入してください。
 - ※就学者と就学年齢に達していない者を除き、家族全員について**所得を証明する書類**と、市区町村が発行する「平成28年度(平成27年分)の課税証明書」の添付が必要です。
- 「就学者」欄
 - ・出願者本人以外の就学者について、平成29年4月現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付して学校名、学年を記入してください。
 - ・通学区分にに応じて○を付してください。
※**在学先の「在学証明書」か学生証(写)を添付してください。**なお、**学生証には有効期限の記載が必要**です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。4月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。

②「家庭事情等」欄

本人を含めた家族で、特別事情がある場合は**各該当欄の口に✓を付し、詳細内容を記入し、あわせて必要書類を提出のこと。**

- 「詳細内容」欄
 - ・**【生活保護を受給している世帯】**生活保護の受給の有無□に✓を記入してください。
生活保護がある場合は、**生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)**を添付してください。
 - ・**【母子・父子世帯】**該当の□に✓を記入し、「母子・父子世帯の申立書」(様式D)を提出してください。
 - ・**【主たる家計支持者が無職・失業中】**続柄を記入してください。
続柄・無職となった年月を記入してください。
「公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書」(様式C)に必要事項を記入し、失業の場合は併せて「雇用保険受給資格者証」(表裏両面の写)を添付してください。(「雇用保険受給資格者証」をまだ受領していない場合は、「離職票」・「退職の辞令」等の写しを添付してください。)
 - ・**【障害者等のいる世帯】**(心身に障害のある者がいる世帯)
続柄を記入し、該当の□に✓を付してあわせて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、要介護認定書等、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出のこと。
 - ・**【長期療養者がいる世帯】**(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、または療養を必要と認められる者がいる世帯)
続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付してください。
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、**支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。**
 - ・**【主たる家計支持者別居】**別居になった年月を記入してください。
「主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書」(様式F)に必要事項を記入し、**給料明細(最新1ヶ月)、別居者の別居費金額(光熱水量費や住居費)を証明する領収書等**を添付してください。
 - ・**【風水害等による被災】**被災した年月、必要事項を記入し、「**り災証明書**」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合、記入する。

- 続柄・氏名を記入してください。**例:続柄(兄) 氏名:京教 太郎
- 賃貸契約書(写)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。**
(賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。)